

平成29年 給与勧告等の概要

平成29年10月6日
北海道人事委員会

〔本年の給与勧告のポイント〕

月例給、ボーナスともに4年連続の引上げ

- 民間給与との較差を踏まえ、給料表の水準を引上げ
- 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.1月分）、勤勉手当に配分

《給与関係》

1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所の約15,000人の個人別給与を実地調査
- ・ 公務と民間との4月分給与について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により比較
- ・ 特別給（ボーナス）については、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

〔給与の較差等〕

＜月例給＞

民間給与 A	職員給与 B	較差 (A-B)
384,909円	減額前 384,395円	514円 (0.13%)
	減額後 380,105円	4,804円 (1.26%)

＜特別給(ボーナス)＞

民間	職員
4.39月	4.30月

(注)「減額前」は給与の減額措置がないものとした場合

2 本年の給与改定

月例給及び特別給に係る公民較差等の状況や、人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について次のとおり改定

(1) 給料表

人事院勧告の内容に準じて引上げ（行政職給料表の場合…初任給を1,000円引上げ、若年層についても同程度の改定。その他の層は400円の引上げを基本に改定）

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

年間支給月数を0.1月分引上げ（4.3月→4.4月、引上げ分は勤勉手当に配分）

＜一般の職員の場合の支給月数＞

区分	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月(現行どおり)	1.375月(現行どおり)	2.6月(現行どおり)
勤勉手当	0.85月 → 0.90月	0.85月 → 0.90月	1.7月 → 1.8月
合計	2.075月 → 2.125月	2.225月 → 2.275月	4.3月 → 4.4月

(3) 初任給調整手当

医師・歯科医師及び獣医師に対する初任給調整手当の支給限度額を引上げ(100円～500円)

(4) 実施時期

平成29年4月1日から実施

◇ 改定額（改定率）〔一般行政職〕

給料	はね返し分※	合計
478円	6円	484円 (0.13%)

※地域手当など給料の月額等を算定基礎としている諸手当の増加分

◇ 平均給与等〔一般行政職〕（給与の減額措置がないものとした場合）

平均年齢	改定前の平均給与月額	改定額	改定後の平均給与月額
43.3歳	376,799円	484円	377,283円

＜参考＞

平均年間給与
4.5万円増

《公務運営関係》

1 採用から退職までの視点に立った人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・ 今後も一定の採用者数が見込まれることから、受験者確保に向けた取組を引き続き行う。また、採用者確保が困難な土木職について、本年度新たな試験区分を創設し一定の成果が見られたことから、その有効性について検証していく
- ・ 現行の試験制度が5年を迎えることから、新たな課題に対応すべく、試験の実施方法などについて任命権者と検証を行っており、必要な措置について反映していく
- ・ 近年、採用者数が増えたことから、新規採用職員に対する研修など人材育成の充実や、各職場におけるサポート体制の整備について検討することが必要

(2) 女性の活躍推進

- ・ 女性職員の活躍推進に向けて、任命権者が行っている人事制度の整備や、職員の意識啓発などの取組を継続することが必要

(3) 再任用職員の能力活用

- ・ 再任用職員の配置に当たっては、職員がそれまで培ってきた能力や経験を活用する観点から、役付職員への再任用に引き続き積極的に取り組んでいくことが必要

2 その他の勤務環境に関する課題

(1) 両立支援制度の活用

- ・ 仕事と家庭の両立のため、子育て支援の取組を着実に進めるとともに、家族の介護を支援する取組を行うことが必要

(2) 働き方改革の推進

- ・ 長時間労働の抑制のため、業務の取捨選択や省力化、業務分担の柔軟な変更や業務の平準化などの取組を行うことが必要。教員については、適切な勤務時間の把握や、事務処理業務、部活動指導業務の負担軽減などの具体的な取組を検討・実施することが必要
- ・ フレックスタイム制やテレワークなど、柔軟で多様な勤務形態の検討や取組を進めることが必要

(3) 適切な職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策の柱であるストレスチェック制度の周知徹底を図るとともに、分析結果を活用して職員の健康管理に努めることが必要

(4) 服務規律の確保

- ・ 不祥事等の再発防止に向けた取組を徹底するとともに、職場研修等により職員の倫理意識の向上に努めることが必要